

## 豊能町公共施設再編検討委員会(規則抜粋)

### ● 協議事項 (規則 第2条)

- (1)豊能町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の在り方に関すること。
- (2)その他公共施設マネジメントに関すること。

### ● 組織 (規則 第3条)

- ・ 委員数 6名以内 (学識経験を有する者 4名、 住民有識者 1人、 町の職員 1人)
- ・ 任期 2年 (再任可)

### ● 委員長及び副委員長(規則第4条)

委員会に委員長と副委員長を置き、委員長は委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐する。

### ● 会議(規則第5条)

会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。会議は原則公開とする。

- ・ 会議回数 年間 5～6回
- ・ 報酬 委員長15,000円 委員7,000円

### ● 庶務 (規則 第6条)

庶務は、豊能町まちづくり創造課において処理する。